

香美市教育委員会定例会会議録

(令和4年7月20日)

招集年月日 令和4年7月13日(水)
招集場所 香美市本庁舎 2階会議室
会議の日時 令和4年7月20日(水) 午前9時
出席者 白川 景子 宮地 憲一 浜田 正彦 西 美紀 小松 清貴
欠席者 なし

説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
香美市立図書館長	門脇 真里
教育振興課主監	明石 芳文
少年育成センター副所長	伊井 英智
教育振興課学校教育班長	一圓 まどか
教育振興課総務係長	大峯 啓之
教育振興課学校教育班	浜田 礼奈
生涯学習振興課スポーツ班	影山 達也

職務のための会議出席者

会議録署名委員

小松委員

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前9時00分)

教育長 それでは、ただ今から令和4年7月香美市教育委員会定例会を開催いたします。本日は全員の委員の皆さんがご出席でございますので、会が成立しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

 本日の議事録署名委員は小松委員です。よろしくお願いいたします。

 それではまず、前回の議事録の承認でございますが、何かございますでしょうか。

 ご承認いただけますというところでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

 次に私の報告でございますけれども、本日、この定例会の後に総合教育会議が来月の24日10時から行われますので、そのことについてまず、どういった内容を市長部局と協議をしていけばよいかという点について、まず1回目とした話し合いをしたいかなど。もう1回ぐらい何処かでお集りをいただいて、詰めておきたいというふうには思っていますが、まず今日はこういうことが必要やないかということをお話し合えるような話が、後で、この定例会の後で行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

 それでは、議事に入ります。

 議案第1号、香美市G I G Aスクールサポート業務委託業者選定委員会設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

 議案第1号「香美市G I G Aスクールサポート業務委託業者選定委員会設置要綱の制定について」

事務局 （議案説明）

教育長 この件に関して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

浜田委員 前にもあったかもしれませんが、第1条、第7条の「訓令」は、後で図書館雑誌スポンサー制度実施要綱は「告示」になってるんですね、この使い分けは同じ要綱でありながら、「訓令」と「告示」になってるので、訓令言うたら要領も訓令で内部の取り扱いのことを幅広く指すんだけど、この使い分けはどうなってるのかなあと思いました。

事務局 そうですね、内容については一、応総務課の法制係には確認をさせてもらってるんですけど、図書館とこっちで、何か違うとかいうことはないと思うんですけど。

生涯学習振興課長 公に貼り出したりしますよね、図書館のほうは。外部の人に知ってもらいたい内容なので。

浜田委員 どうして例えば、訓令とか言わなくて、この要綱になっているか、それは、確認しておいてください。

教育長 この「訓令に」のところが、要綱に。

浜田委員 国の制度上、法律とか規則とかと別にして、要領など内部のことを定めるものは全て訓令なんですね。

宮地委員 ちょっと私も関連してですけど、議案第2号にあります部活動検討委員会設置要綱、これもやっぱり告示になってますね。
それから、やっぱりこう、こっちは訓令だし、こっちは告示ですというの。

小松委員 私も疑問でした。それから市としてもなんかあると思うんですよ、使い分けが。ちょっとネットで調べたら、訓令も告示も同じところにあるんですよ、ほんで私もずっと疑問やった。

教育長 これはじゃあ…

浜田委員 いや、内容は別に全然かまわないんです。

教育長 告示ということになれば、今事務局の黍原課長のほうからあったように…

生涯学習振興課長 これは告示にはならん内容やと思うがです、内々のね。

浜田委員 だから正確なのは、多分この要綱は両方共使ってくれたらと思う。
けれど、なんかあるんでしょうね。

教育次長 どっちとも、掲示板には貼りますけど。

教育長 貼るんですか、どっちも貼るんですか。ほんなら何が違うんでしょうね。

教育次長 訓令はおっしゃったとおり内部だけに知らせる。

教育長 そこを総務課のほうの説明が分からんですね、どうして違いがあるか。確認をして…

教育次長 名前は違いますけど、やり方は同じみたいです。

教育長 そうですね、それを变更后、違う理由が明確にならないと何かすっきりしないですよ。1個持って行ってこっち、次1個持って行ってこっちっていうふうにされているので、そのこっちとこっちに箱が違った理由をきちんとご説明していただかないと、ちょっと状況が、どういうふうに扱うにしても、どういう扱いの違いをすればいいのかというところが、まあ教育委員会事務局としても出てくると思うので、そこを確かめておく必要があるかと思います。

宮地委員 これだとなんか、内部のそういった検討委員会は訓令でよしと、ただ外部の方が入ってくるとか、公開をするものについては、やっぱり告示かなというふうなことしか分かりませんねえ。

生涯学習振興課長 気がしますね。でも今、聞きに行ってくれました。

教育長 それでは、会議中に分かるかと思いますが、ではこの件は。他にございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 それでは、議案第1号につきましては、ただ今の先ほどのところを明確にした上で承認というところよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 それでは、議案第1号は承認されました。
続いて、議案第2号、香美市立中学校部活動検討委員会設置要綱の制定について、お願いします。

議案第2号「香美市立中学校部活動検討委員会設置要綱の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

浜田委員 この検討委員会で議論するのですよね。話し合いの部分なんですけど、どういうものを目指すかによって、第3条第8号の「その他教育委員会が必要と認める者」の選定は当初から入れるのか、それともある程度中で議論した上で入れるのか。

というのは、スポーツ関係団体の方を何人か入れる必要があると思うんです、絶対。その場合に、教育委員会とか学校側の意見と、スポーツ団体との意見の「溝」言うたらおかしいですけど、認識の違いが当然あるので、そういった場合にある程度やってから入れてくるのか、それとも当初から加わって求めるのか、その辺はどうなんですかね。

事務局 そうですね、まずは学校、教育委員会の中でスポーツ関係者の方を呼んでということを考えておりました。また、学校に何か必要か、子ども達に何か必要かということも。

宮地委員 スポーツ関係者の方を何回か会をした後にお招きするということ？委員としてお願いするわけじゃないんですよね、今浜田委員が言われたように。

事務局 そうですね、委員としては特に予定はしておりません。

宮地委員 委員として入れるんだったら、多分この10人以内というのが消えてしまう、もっと10人以上になってしまいますよね。今でもその他を除けたら9人になります。

教育長 この推進委員会は、今おっしゃっていただいているように、来年度からはこれが推進委員会のようなものに移行いたします。今年度はとにかくどういう状況になりそうかと、どういう混乱が生じそうかということを学校側の意向を中心に意見を吸い上げておいて、予算のこともそうだし、人の問題もそうだし、施設の問題もそうだし、それから、直接関わっていただくスポーツ担当の方はどういふ方々が相応しいかっていうような話も揉んでおいた上で、来年度新たに推進委員会というものを立ち上げたいと考えています。その為の下準備の会というふうに考えております。

今、浜田先生がおっしゃってくださったように、スポーツ関係団体の方々と学校の、もうほんとに「部活でこそ」っていう方々、それはもうPTAの方も含めてです、そういう方々がおいでるところの溝をどう埋めていくかというのも、特に

鏡野中学校が最も対象になると思いますので、そういったところで意見をしっかり吸い上げてまとめちゃいて、来年度正式な推進委員会を、その中には余り事務局は入れないのに、関係団体の方々に入っていただくというようなことを考えております。そういうことですね。

宮地委員 第7条の検討委員会がありますからね、検討委員会が必要なんです。

小松委員 これ文化部は、どうなっています。文化部の部活もあるでしょう、スポーツだけじゃなくて。

教育長 そうですね、はい。

宮地委員 文化部のあり方は、文科省のほうから提言が出ますので、文化部については。スポーツはもう出てますけどね。だからそれを受けての話になるんじゃないかと思うんですけどね。

教育長 悩ましいですねえ。悩ましいので、しかし時間があまりないので。こういうところですので、それでA校長先生はもう地域のこともよくご存知ですし、いろいろな組織の人とも親交がありますから、多分いろいろな裏事情もご存知だと思いますし、是非教育委員会のほうもご意見を頂戴しないとなかなかやれないと思いますので、また積極的なご参加、ご意見、どうぞよろしく願いします。
他にございませんでしょうか。
それでは、議案第2号は承認ということによろしいでしょうか。

小松委員 告示のところを。

教育振興課長 済みません、調べました。法制のほうに確認をしてもらいまして、告示というのは、先ほどから言っているとおり、一般市民向けとか、市民に知らせる必要があるものっていうところで、訓令につきましては内部規定的なもので、職員向けに作った要綱ってというような意味合いというように分けているようです。

教育長 そういところで、あっ、これはうち、これは外っていうふうに仕分けをしているということですね。

教育振興課長 そうですね、法制のところでも。

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第2号は承認されました。
続いて議案第3号、香美市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定につきまして、事務局より説明をお願いします。

議案第3号「香美市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関して、ご質問、ご意見等お願いいたします。

浜田委員 この制度で、どれくらいの雑誌の購入を予定されてますか。

事務局 今30誌購入しているものと、これもその差で65誌、書架を満たしたいという思いがございますので、最新号にこのような形でカバーを付けております。そこでここに企業名が来て、裏一面全部が広告が掲載出来るように考えております。目標は60社以上です。
これも大きな企業だけじゃなくて、小さなお花屋さんであるとか、飲食店さんであるとか、そういったところにお声掛けをして、山田だけじゃなく香北、物部、香美市全体、もしくはまた市外にも声を掛けて、希望としては雑誌架を全て埋め尽くすと、それで開館をしたいと考えております。ご協力を。

浜田委員 1スポンサーは、どれくらいの費用負担ですか。

事務局 年間ですか。雑誌によって金額が違うのと、月刊とか週刊とか、その期間がございますので、まあ企業の負担、どのぐらい出せるかというところとか、自分で選んでいただく雑誌の金額と照らせ合わせながら選んでいただく。またその経費は企業の申告の時に広告料として、必要経費として所得から控除も出来ますので、お互いにメリットはあると思います。あとまあ、来館者に広告を見ていただけるというところが大きなメリットなんじゃないかなと考えています。

浜田委員 まあ確かに、開館後の開架できる場所が、半分以上空いてると寂しいことになる。その際は、もしもの場合も考えてるんでしょうね。

事務局 もしもの場合は、一応買えるお金の予算は取ってます、雑誌を買うお金は。そこ

で買って行って、徐々にこう増やして行ってっていうパターンも考えてますが、傾向としては最初からスタート出来たら、まあ8月から始めて11月開館なので、8、9、10月、3カ月の間に営業に回って、スポンサーを探していきたいと思ってますので。

浜田委員 大変ですね。

事務局 大変です。

小松委員 広告がいいと思うんですけど、この購読予定95誌の規模の決定は、検討委員会で出たのかなのですか。

事務局 元々、基本構想と言うか、そこで雑誌を100誌っていう目標がありまして、そこで考慮した結果、雑誌架を95誌まで、サイズもちよっと調整して、95誌は入るサイズで作っていただきました。

宮地委員 今、国内で販売されてる雑誌って、ザっとどのくらいありますか？

事務局 そうですね、本にしたら厚いぐらいあって、もう1000やそこらじゃない…

宮地委員 ありますねえ。

事務局 その中から図書館もある程度、まあギャンブルとかいろんなジャンルがあるので、そういったものはちょっと除けてですね、図書館がある程度選奨して、そこで例えば、農業とかファッションとか、そういったところまでカテゴリーを分けて、企業にお知らせをして、その方が選んでいただく。

宮地委員 ああ、なるほど。

事務局 ということを考えております。

宮地委員 もう本屋へ行っても雑誌は数え切れんほどあって、それを実際選ぶ言うたらなかなか大変だなと思ってね。

事務局 今司書のほうが全部選奨して、リストアップをして、8月までに準備を、それを持って企業のほうへ回るようにいたします。

教育長 べふ峡温泉とかからも取っていただけそうで、凄く楽しみです。橋のところにレストランがありますよね。

事務局 それこそ旅行の雑誌とか…

教育長 そうですよね。のところまで載せていただけると凄く良いかなと今思ったところ
です。
なかなかねえ、この要綱作るのもなかなか大変でしたねえ、凄いです。

事務局 全国的に雑誌スポンサー制度は広く行われるようになってきてきましたので、高
知県ではまだ少ないですが、全国のこういった要綱を参考にして、香美市に合う
内容で抜粋して作りました。

教育長 他にございませんでしょうか。
それでは、議案第3号は承認されたというところによろしゅうございますか。

浜田委員 済みません、もう一つ。
覚書第4条のところ、覚書は一応契約書なので、要綱と違って、その支払の関係
のそこは、雑誌スポンサーは提供雑誌の購入代金を支払うと、覚書の第4条。

事務局 支払先が本屋さんになるんです。市がお金を受け取るので。

浜田委員 そうそう。それで、「雑誌スポンサーは」を主語にさせていただくと、支払う者が
明確になる。
要綱のほうは、手前の趣旨やないけど書いて、それで文章になってるからそれで
構んがですけど、覚書は契約書なので。

事務局 追加しておきます。

教育長 第4条の主語を「雑誌スポンサー」にするというところによろしゅうございま
すか。
他は無いですかね。第5条は「雑誌スポンサーは」になっています。
他にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 それでは、議案第3号は承認されました。ありがとうございました。
続きまして議案第4号、香美市少年育成センター補導部育成補導委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第4号「香美市少年育成センター補導部育成補導委員の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。ありがとうございました。
それでは、議案第4号は承認されました。
それでは、追加議案の議案第5号、通学区域(校区)外通学について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第5号「通学区域(校区)外通学について」

(議案第5号は、非公開案件審議)

それでは、議案第6号、区域外就学について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第6～8号「区域外就学について」

(議案第6～8号は、非公開案件審議)

事務局 報告第1号「香美市教育振興基本計画策定委託業者選定委員の委嘱について」

(報告説明)

教育長 ご質問等ございませんでしょうか。ありがとうございました。
では報告第2号、香美市教育振興基本計画検討委員の委嘱について、報告を事務局よりいたします。
報告第2号「香美市教育振興基本計画検討委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 以上のとおりでございます。報告を申し上げました。ご質問、ご意見お願いしま

す。

小松委員 この委員さんの中で社会教育や生涯学習とかそういう分野に造詣が深い委員さんってというのはどなたですか。

生涯学習振興課長 内田先生です。

宮地委員 社会教育のこの人権威ですから。

教育長 そうです、昨日お見えじゃなかったのもとても残念でした。
どうぞよろしく願いいたします。
続きまして報告第3号、一時体験入学につきまして、報告申し上げます。

報告第3号「一時体験入学について」

事務局 (報告説明)

教育長 報告です。3カ月もおっていただくんですね。

事務局 ただなんかコロナでずっと帰って来れなくて、初めて小学校のほうに体験入学が出来るってことで凄く、おばあちゃんが来てたんですけど。

教育長 多分きっと外国と日本では違うからと今思いましたねえ。海外と何か違うんだらうなあ。だからさっきみたいになっちゃったからって、そんな感じない。ありがとうございました。

以上で本日の議案及び報告事案を全て終了いたします。本日もご審議ありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時18分)